公益財団法人福井県スポーツ協会　評議員及び役員選任規程

（目的）
第１条　公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員（会長、副会長、理事及び監事）の選任に関する事項は、法令または本会定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（評議員候補者の推薦）
第２条　正加盟団体は、評議員会に評議員候補者を１名推薦できるものとする。

（会長及び副会長候補者の推薦）
第３条　会長及び副会長候補者については、本会定款に定める会長１名、副会長６名以内で、理事会が評議員会に推薦するものとする。

（理事候補者の推薦）
第４条　理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、役員候補者選考委員会が評議員会に推薦するものとする。
　ただし、次号に掲げるもののうち学識経験者は７名以上推薦するものとする。
（１）国体競技の正加盟団体又は学識経験者　１７名以内
（２）非国体競技の正加盟団体　１名
（３）加盟市町スポーツ協会　２名
（４）スポーツ少年団、中体連、高体連、スポーツ指導者協議会、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会　各１名

（監事候補者の推薦）
第５条　監事候補者については、本会定款に定める２名以内で、理事会が評議員会に推薦するものとする。

（役員候補者選考委員会）
第６条　この規程の実効性を確保するため、本会に役員候補者選考委員会を設置する。
２　役員候補者選考委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

（定年制）
第７条　理事は、選任時において、その年齢が７０歳未満でなければならない。ただし、第３条第１号に掲げる学識経験者が理事となる場合については定年制を適用しないことができる。

（再任回数の制限）

第８条　本内規の施行日から在任期間が連続して１０年を超えた理事については、評議員会における理事選任にあたって、理事候補者となる資格を有しない。ただし、第３条第１号に掲げる学識経験者が理事となる場合についてはこの条項を適用しないことができる。

２　理事の在任期間が連続１０年に達する場合であっても、特に重要な本会の事業を進めるうえで理事に選任することが必要であると役員候補者選考委員会が認めたときは、当該理事の在任期間を１期延長することができる。

３　在任期間が連続１０年に達した理事においても、退任後４年を経過した場合は、再び理事に選任することができる。

（本規程の変更）

第９条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程は、令和４年５月１１日から施行する。